

H21年度
和歌山県 市町村、一部事務組合
公務員制度の概要

和歌山県 総務部 総務管理局
市町村課 行政班

目次

◆	H21.4.1市町村・一部事務組合 給与の概要	3
◆	市町村別 ラスパイレス指数の状況	4
◆	団体区分別 ラスパイレス指数の推移	5
◆	技能労務職員と民間給与等の状況	6
◆	特殊勤務手当の支給率の状況	7
◆	給与の抑制措置・適正化の状況	8
◇	市町村職員数の推移	9
◇	一部事務組合職員数の推移	10
◇	各市町村職員数の削減状況及び類似団体との比較	11
◇	今後の職員数の推移（集中改革プラン）	12
◇	市町村部門別職員数の状況	13
◇	市町村・一部事務組合 臨時・非常勤職員の状況	14
□	福利厚生事業の状況	15
○	市町村職員の病気休暇の状況	16
○	市町村職員の特別休暇等の状況	17
○	市町村職員の育児休業の状況	18

H21.4.1 市町村・一部事務組合 給与の概要

県内市町村・一部事務組合 全職種における平均給与月額
392,015円 (平均年齢42.7歳)

- 県内市町村、一部事務組合職員全員の平均給与月額※1については、対前年比1,824円の増加、平均給料月額については、対前年比2,647円の減少となっています。
- 諸手当の増加については、市町村長選挙や定額給付金事務による時間外勤務手当の増加、医療職の特殊勤務手当の増加が主な要因となっています。

【職種別平均給与等の状況】

(単位:円、歳)

職種区分	職員数(人)	平均給与月額	平均給料月額	諸手当※2	平均年齢
全職種	14,449	392,015	321,129	70,886	42.7
うち(一般行政職)	6,151	394,690	331,526	63,164	43.8
うち(技能労務職)	1,056	343,367	295,609	47,758	47.1

(参考)H20.4.1

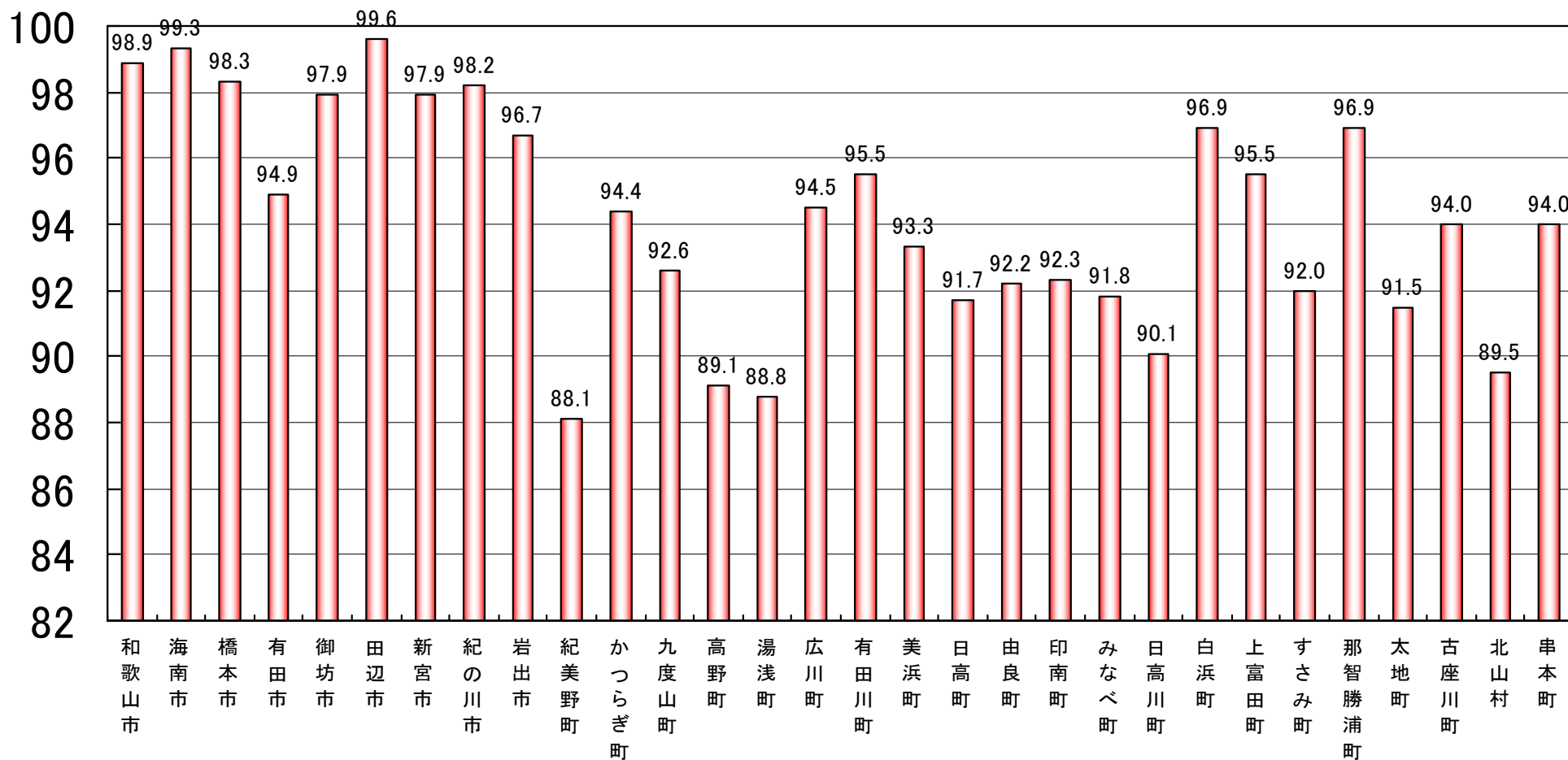
職種区分	職員数(人)	平均給与月額	平均給料月額	諸手当※2	平均年齢
全職種	14,797	390,191	323,776	66,415	42.9
うち(一般行政職)	6,360	389,823	334,729	55,094	44.2
うち(技能労務職)	1,125	344,520	296,339	48,181	47.6

※1 平均給与月額＝平均給料月額＋諸手当

※2 諸手当の内容は、扶養、地域、住居 通勤、特殊勤務、管理職、時間外勤務、宿日直手当等

市町村別 ラスパイレス指数の状況

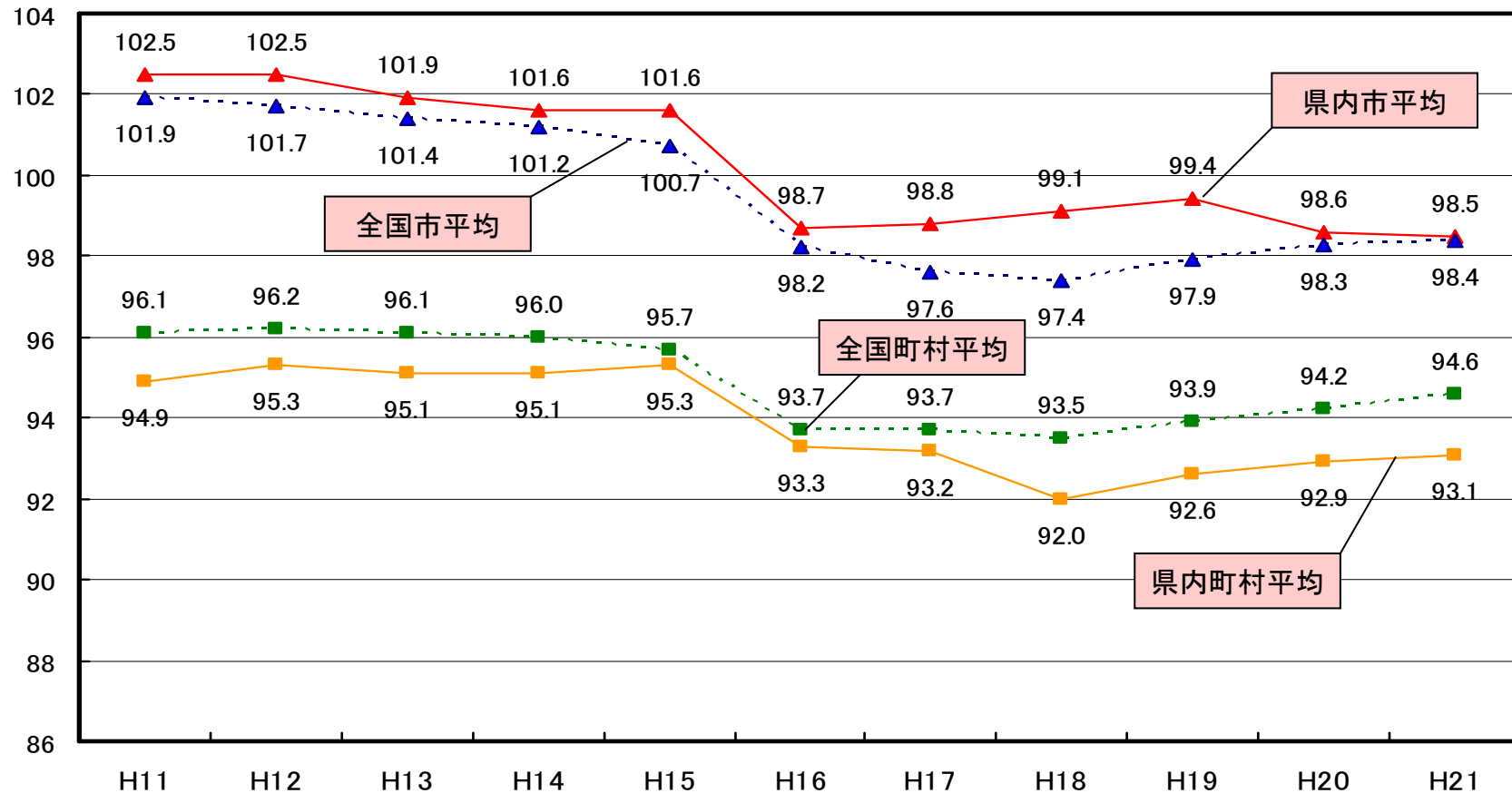
○国家公務員の給与水準を100としたときの各市町村におけるラスパイレス指数(H21.4.1現在)です。
○県内市町村については、全て国の給与水準を下回っています。



※ 21年の和歌山市・橋本市は、地域手当補正後ラスパイレス指数も同数値

団体区分別 ラスパイレス指数の推移

○県内市平均98.5(前年比0.1ポイント減)、県内町村平均93.1(前年比0.2ポイント増)となっており、市平均の主な減要因としては、独自給与カットによる縮減が考えられ、県内町村平均の主な増要因は、経験年数階層内における職員の分布の変動等が考えられます。



ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別に比較し、国を100とした場合の地方公共団体の水準を指数で示したものの

技能労務職員と民間給与等の状況

○市町村、一部事務組合の技能労務職と民間との賃金の比較です。

※各市町村、一組はH21.4時点の平均給与、各民間給与データは、賃金センサス（18～20）3ヵ年平均

民間給与とは単純比較は出来ないものの、民間給与より市町村給与の方が高い傾向にあります。

○各市町村においては、「技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、給与等の見直しに取り組んでいます。

【清掃職員】

団体区分	職員数	平均給料	平均給与	平均年齢
市町村	354	309.6	399.7	44.0
一組	81	302.2	349.0	43.9
民間※	—	—	299.9	44.2

※廃棄物処理業従業員(全国)

【学校給食員】

(単位:人、千円、歳)

団体区分	職員数	平均給料	平均給与	平均年齢
市町村	192	276.3	289.9	50.0
一組	—	—	—	—
民間※	—	—	248.0	45.8

※調理士(県内)

【用務員】

団体区分	職員数	平均給料	平均給与	平均年齢
市町村	124	302.7	329.9	49.8
一組	2	*	*	*
民間※	—	—	214.0	54.5

※用務員(全国)

※個人情報保護の観点から、各欄をアスタリスク(*)としています。

(参考)【その他技能労務職】※

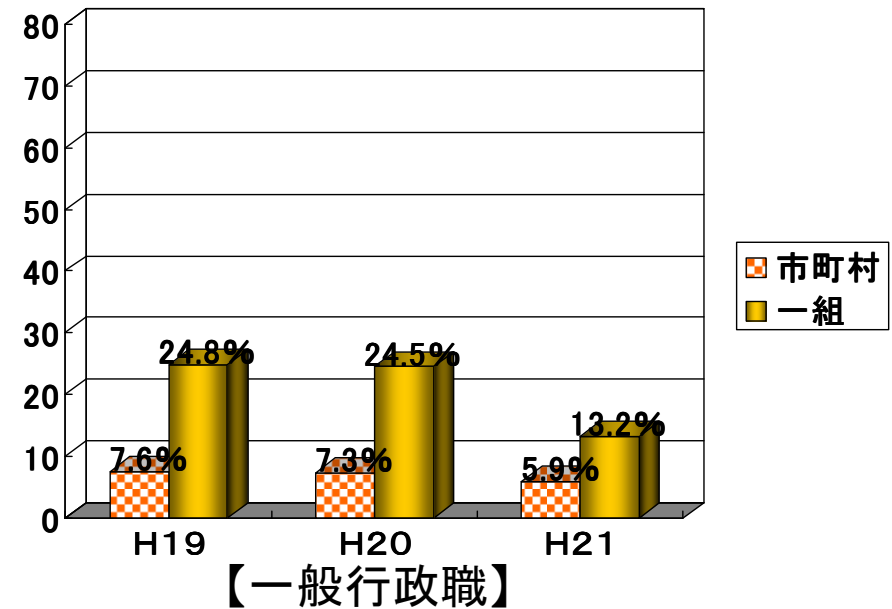
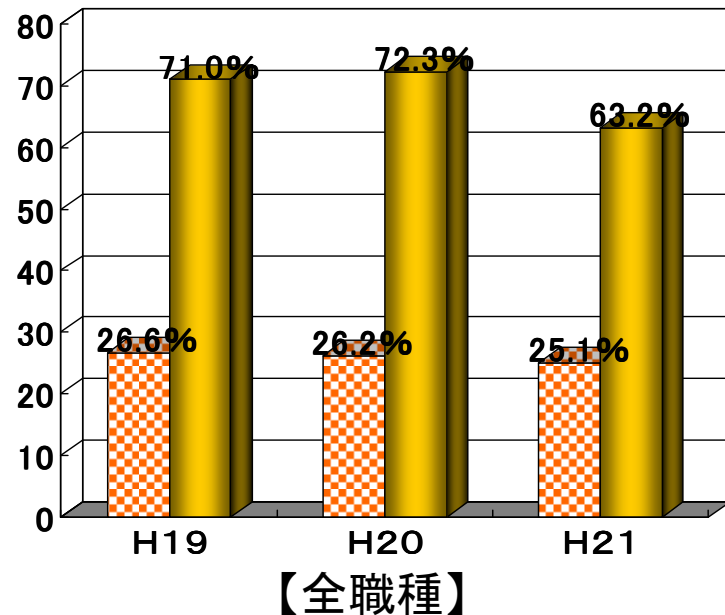
団体区分	職員数	平均給料	平均給与	平均年齢
市町村	196	288.7	319.0	47.4
一組	107	285.2	311.3	50.7
民間	—	—	—	—

※自動車運転手、電話交換手、保育調理員、看護助手等

特殊勤務手当の支給率の状況

- 各団体ともに、特殊勤務手当(※)の見直しを実施しているため支給職員割合は減少傾向にあります。
- 市町村に対し、一部事務組合の支給職員割合が高い要因は、消防、病院などの特殊性の高い勤務を行う職員が多いことが考えられます。
- 一般行政職に対し、全職種における特殊勤務手当の支給職員割合が高い要因は、消防職、企業職、医師等の手当の支給対象職員が多いことが考えられます。
- なお、不適切な支給がある場合は、手当の対象となる業務の特殊性、支給基準等を精査し、見直しを図る必要があります。

《特殊勤務手当 支給職員割合》



※特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが妥当でないと認められる場合に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。

給与の抑制措置・適正化の状況

◆**給与抑制措置** 県内11の市町村において、独自の給与削減措置を実施し、人件費の削減に取り組んでいます。

- 一般職を対象 ⇒ 和歌山市、橋本市、有田市、新宮市、かつらぎ町、那智勝浦町
- 特別職を対象 ⇒ 和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、新宮市、かつらぎ町、広川町
有田川町、上富田町、北山村

◆**適正化の状況** 各団体において、各種手当の見直し等、給与制度の適正化に取り組んでいます。(20年度実施)

○通勤手当の見直し

- ・和歌山市…交通用具に係る手当額を減額
- ・田辺市…交通用具に係る手当額を減額

○管理職手当の定額化 ⇒ 県内71団体中37団体が見直し済み

- ・橋本市

○特殊勤務手当の廃止

- ・海南市…小中学校に勤務する養護教諭にかかる手当廃止
- ・田辺市…勤務時間が著しく変則である勤務に従事する職員に係る手当等を廃止
- ・新宮市…設計監督業務手当、住宅使用料徴収手当等廃止
- ・那賀衛生組合…特殊勤務手当(事務手当)廃止
- ・伊都橋本老人組合…業務手当廃止
- ・御坊日高老人組合…介護業務手当等廃止
- ・御坊広域行政組合…特殊勤務手当(事務手当)廃止
- ・有田広域圏組合…年末年始手当等廃止

市町村職員数の推移

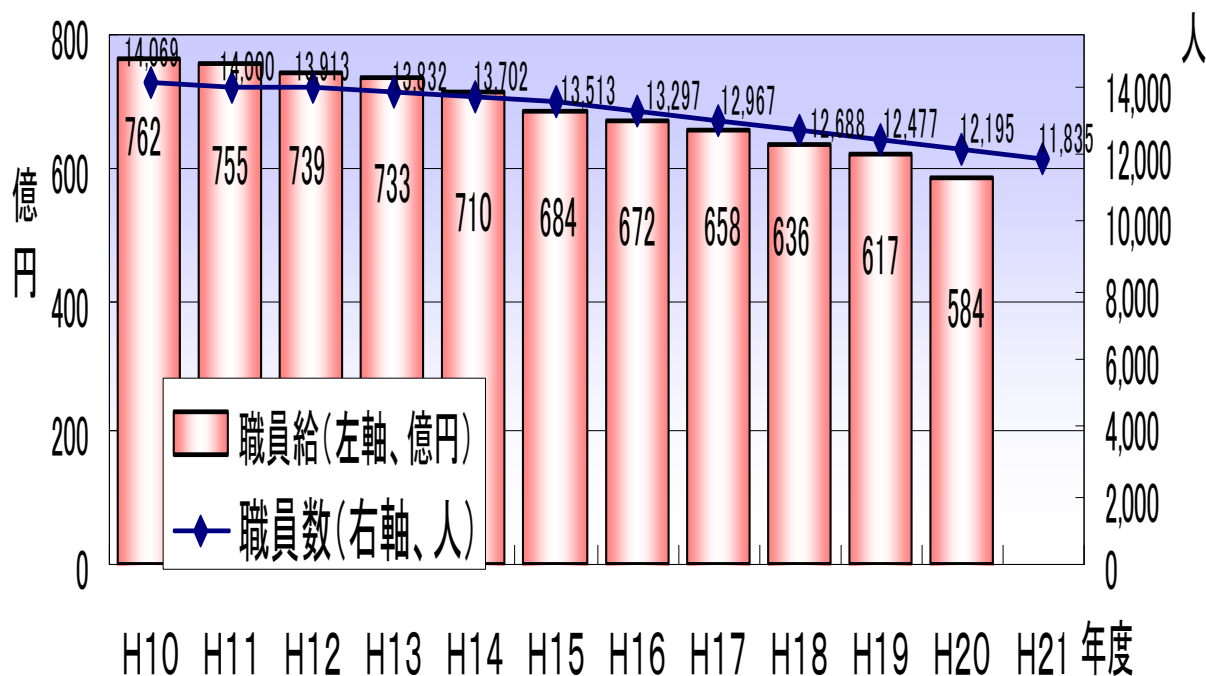
市町村の職員数は、近年、減少が続いています。各市町村で定員の適正化を図り、人件費の抑制に努めています。

○職員数については、平成16年度以降の5年間で、1,462人(▲11.0%)の削減、平成11年度以降の10年間で、2,165人(▲15.5%)の削減が行われています。

○職員給については、平成10年度の762億円をピークに減少が続いており、平成16年度以降の5年間で、約100億円(▲14.6%)の削減が行われています。

○平成21年度の職員数は、11,835人で、対前年度360人(▲3.0%)の削減が行われています。

年度	職員数(人)	対前年 増減数(人)	対前年 増減率(%)
10	14,069	▲119	▲0.8
11	14,000	▲69	▲0.5
12	13,913	▲87	▲0.6
13	13,832	▲81	▲0.6
14	13,702	▲130	▲0.9
15	13,513	▲189	▲1.4
16	13,297	▲216	▲1.6
17	12,967	▲330	▲2.5
18	12,688	▲279	▲2.2
19	12,477	▲211	▲1.7
20	12,195	▲282	▲2.3
21	11,835	▲360	▲3.0



※解散した一部事務組合を市町村が引き継いでいる場合、数値を調整しています。

一部事務組合職員数の推移

一部事務組合の職員数は、病院や老人福祉施設など厚生福祉関係の組合において、増加傾向にあります。

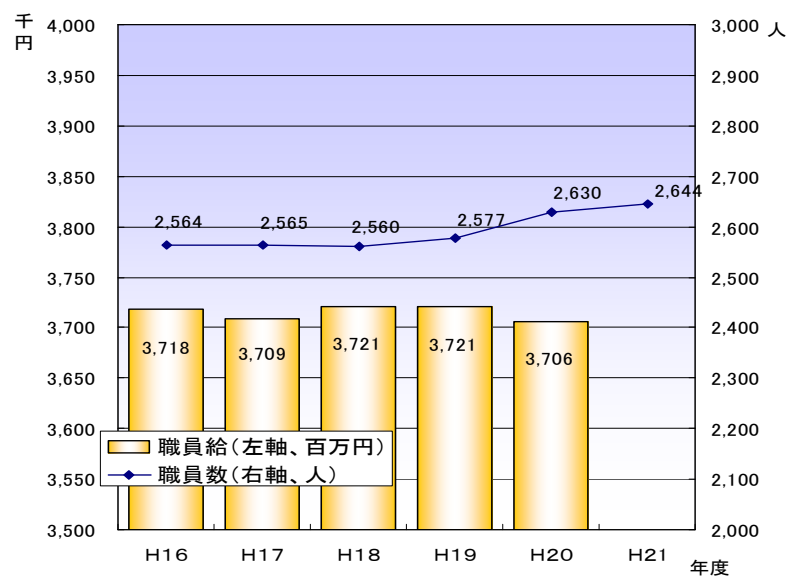
○職員数については、平成16年度以降の5年間で、80人(3.1%)増加しています。特に病院や老人福祉施設など厚生福祉に関わる一部事務組合において、職員が増加しています。

○職員給については、平成16年以降の5年間で見ると、微減であり、大幅な変化は見られません。

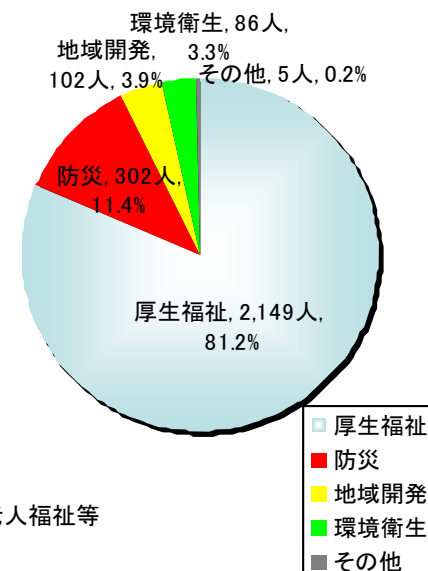
○平成21年度の職員数は、2,644人で、対前年度14人(0.5%)増加しています。

◆一部事務組合数:41団体(常勤職員がいる団体)。厚生福祉関係の職員が、全体の81.2%を占めています。

年度	職員数(人)	対前年 増減数(人)	対前年 増減率(%)
16	2,564	24	0.9
17	2,565	1	0.0
18	2,560	▲5	▲0.2
19	2,577	17	0.7
20	2,630	53	2.1
21	2,644	14	0.5



分類別職員数の割合



※職員給については、各年度の決算統計(普通会計)データによる。

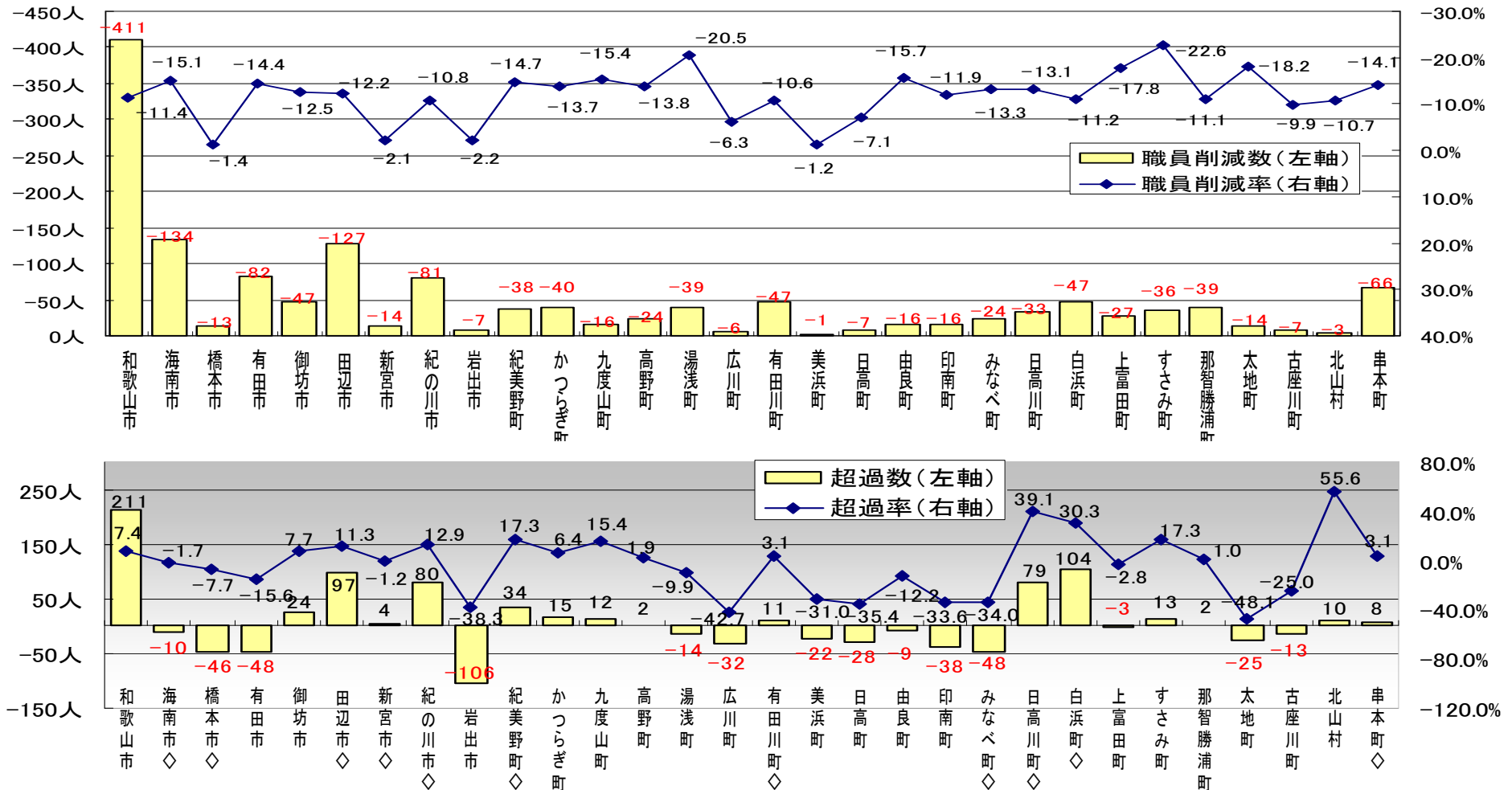
※解散した一部事務組合を市町村が引き継いでいる場合、数値を調整しています。

- ・厚生福祉: 病院、老人福祉等
- ・防災: 消防
- ・地域開発: 複合的組合(広域組合)
- ・環境衛生: 清掃、し尿施設等
- ・その他: 教育等

各市町村職員数の削減状況及び類似団体との比較

過去5年間で見ると、各市町村ともに、職員の削減に努めています。しかし、類似団体と比較してみると、合併団体以外でも、職員数が超過している団体もあります。

過去5年間の職員削減の状況（平成16年4月～平成21年4月）



※1 類似団体職員数とは、人口と産業構造を基準にいくつかのグループに分類し、そのグループ毎の普通会計部門の平均職員数です。

※2 合併団体は団体名に◇を付けています。合併団体は、類似団体と比較して職員数が多くなる傾向にあります。

今後の職員数の推移（集中改革プラン）

集中改革プランについては、目標達成に向けて、職員数や配置状況を検証・分析し、事業の見直し、組織の合理化、民間委託の推進等により職員数の適正化・見直しを図ることが求められています。

- 集中改革プランとは、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間の行政改革について、具体的な取組を明示した計画で、定員適正化については、県内全市町村で平成22年4月1日の数値目標が設定されています。地方公務員全体では「骨太の方針2006」等において、5年間で▲5.7%の定員削減を行うこととされています。
- 数値目標は、県内市町村全体(▲9.5%)で、全国平均(▲8.5%)を上回る目標が定められています。
- 純減実績は、県全体(▲6.8%)では、市町村の職員減少率を下回っています。これは、一部事務組合、特に病院や老人福祉施設における職員増が要因の一つとなっています。市民サービスを低下させないため、必要な職員を配置する必要がありますが、集中改革プラン終了後も定員適正化計画を策定し、適正な定員管理を行うことが求められます。

	数値目標 (H17~H22)	純減実績 (H17~H21)	進捗率
市(9団体)	▲8.9%	▲8.0%	90.1%
町村(21団体)	▲10.7%	▲10.3%	96.3%
小計(30団体)	▲9.5%	▲8.7%	92.3%
合計 (市町村+一組)	—	▲6.8%	—
全国	▲8.6%	▲8.3%	—

純減率順	市町村名	純減実績 (H21.4.1現在)
1	日高川町	▲16.4%
2	由良町	▲14.9%
3	すさみ町	▲13.4%
4	紀美野町	▲12.7%
5	九度山町 上富田町	▲12.0%

※「合計」は、市町村に、一部事務組合を加えた職員数により算出しています。

※「全国」の「数値目標」は、政令指定都市を除く市区町村の平均値、「純減実績」は、市区町村に一部事務組合等を加えて算出した平均値です。

市町村部門別職員数の状況

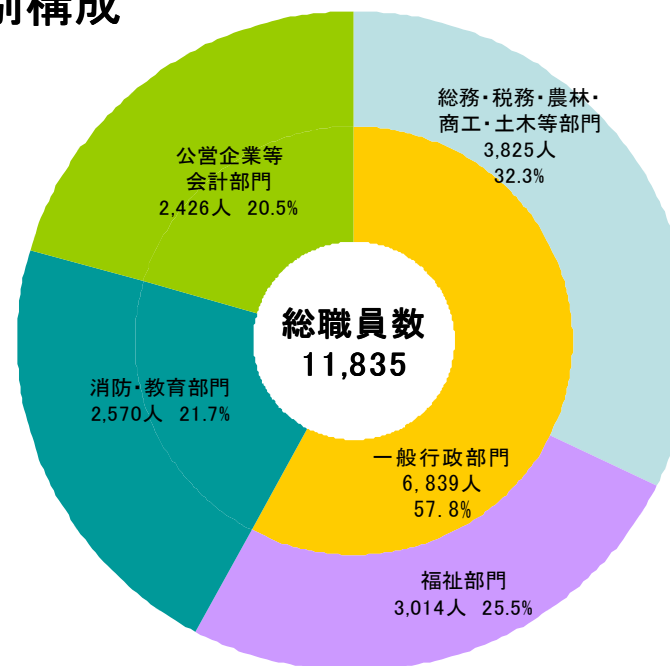
平成16年度と比べて、部門別で職員数の変化を見ると、各部門ともに職員の削減が進められています。

- 一般行政部門(福祉部門除き)において、削減率が最も大きく、▲13.9%削減されています。これは、法令で定められる職員配置基準など、職員数に制約を受ける事務が少なく、各団体により主体的に職員の配置を決める余地が大きいと考えられます。
- 一部に、法令等により職員の配置基準が定められている、福祉部門、消防・教育部門では、それぞれ▲11.3%、▲4.3%となっています。
- 企業経営の観点から、定員管理が行われる公営企業等会計部門においては、一部の病院で職員が増加していることで、削減率が最も小さく、▲3.0%に留まっています。

構成割合の変化

	H16 構成割合	H21 構成割合 (対H16)	職員削減率 (増減数)
一般行政部門 (福祉部門除き) 【総務・税務・農林・ 商工・土木等部門】	34.1%	32.3% (▲1.8)	▲13.9% (▲620人)
福祉部門	26.1%	25.5% (▲0.6)	▲11.3% (▲385人)
消防・教育部門	20.6%	21.7% (1.1)	▲4.3% (▲116人)
公営企業等会計部門	19.2%	20.5% (1.3)	▲3.0% (▲74人)

部門別構成



市町村・一部事務組合 臨時・非常勤職員の状況

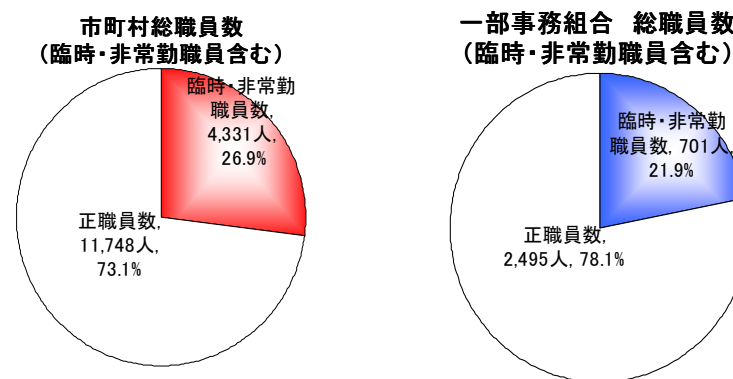
- 各団体において、行政改革の取組により、職員の削減に努めていますが、一方で臨時的、補助的な業務、あるいは専門的な業務に機動的に対応するため、非常勤職員、臨時職員を採用しています。
- 総職員に占める非常勤職員・臨時職員の割合が高くなっていることから、今後は、職員給に賃金を加えた総人件費による管理が必要であると思われます。

【平成21年4月 市町村・一部事務組合 職種別職員数】

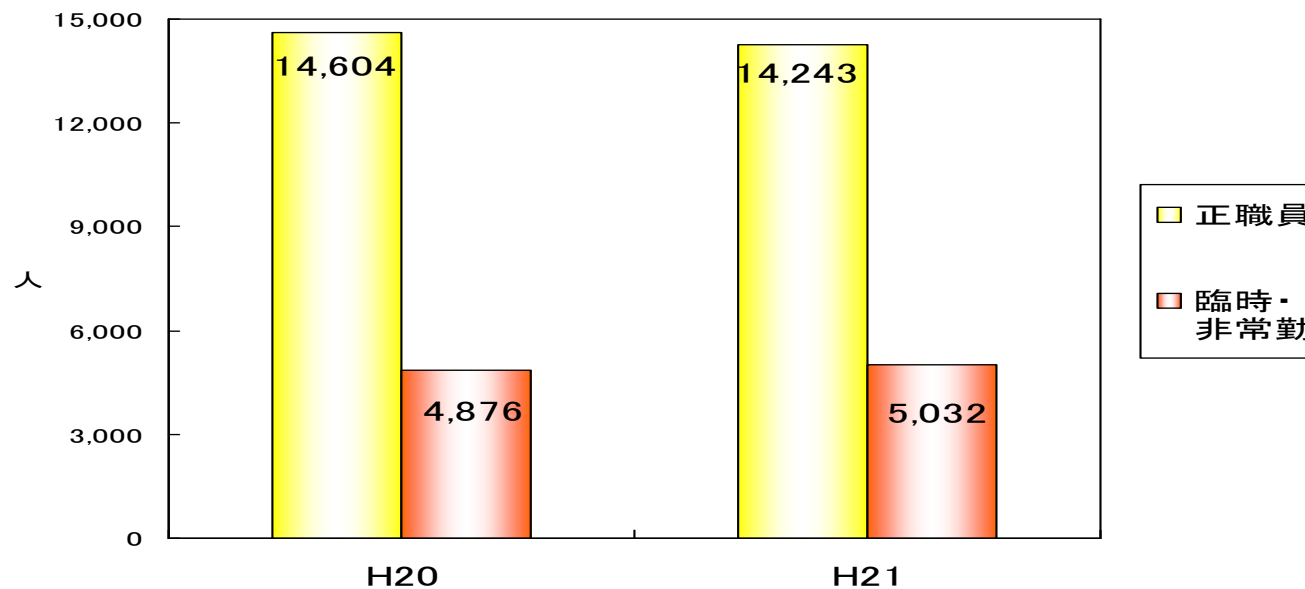
職種区分	市町村(人)	一組(人)
一般事務職員	1,251	149
保育士等	821	6
技能労務職員	1,121	419
その他(医師、教員・看護師等)	1,138	127
合計	4,331	701

※1週間あたりの勤務時間が20時間以上、任用期間が6ヶ月以上の職員が対象

【総職員に占める臨時・非常勤職員の割合】

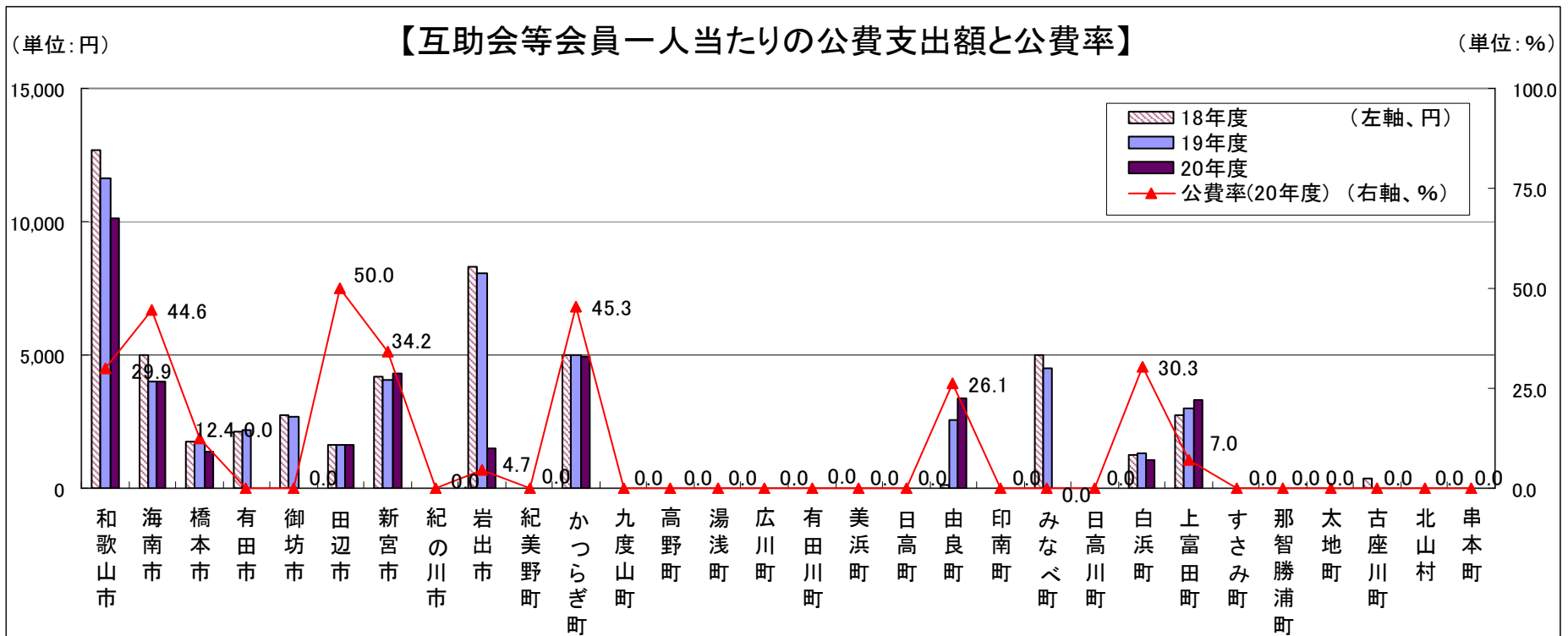


【市町村・一組 正職員と臨時・非常勤職員数の推移】



福利厚生事業の状況

- 地方公共団体が実施する福利厚生事業については、地方公共団体が民間企業と同様、雇用主として実施。
- 主な事業内容
保健・医療、元気回復(レクリエーション)、祝金・弔慰金等の給付など。
※これらの事業の実施方法としては、各地方公共団体が直接実施する場合や各地方公共団体における職員のための
任意的な互助組織として設置されている職員の互助会や互助組合などを通じて実施する場合があります。
- 互助会等への公費支出状況(20年度決算)
市町村・・・10団体(全30団体中)で44,616千円(支出団体一人あたり5,784円)を支出。
一部事務組合・広域連合・・・6団体(全48団体中)で3,377千円(支出団体一人あたり2,461円)を支出。
- 見直し等の取組状況
互助会等への公費支出額が2年間(平成18年度決算～20年度決算)で30.6%削減【市町村・一組等平均】



市町村職員の病気休暇の状況

○国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないよう努めるとともに、住民の理解が得られるよう適正化・見直しを図る必要があります。

※国の病気休暇は必要最小限度の期間(90日以内は給与減額なし)

国と異なる6団体

- 120日又は4箇月以内は給与減額なし・・・有田市
- 180日又は6箇月以内は給与減額なし・・・橋本市、岩出市、九度山町、湯浅町、みなべ町

区 分		国と同等		国と異なる	
			対前年度増減数		対前年度増減数
市	平成20年度	4	2	5	▲2
	平成21年度	6		3	
町村	平成20年度	15	3	6	▲3
	平成21年度	18		3	
計	平成20年度	19	5	11	▲5
	平成21年度	24		6	

【平成21年4月1日現在】

市町村職員の特別休暇等の状況

○各特別休暇については、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないよう努めるとともに、適正化・見直しを図る必要があります。また、それぞれの必要性を検討し、住民の理解が得られるよう努める必要があります。

○夏季休暇制度・・・国の期間は3日間

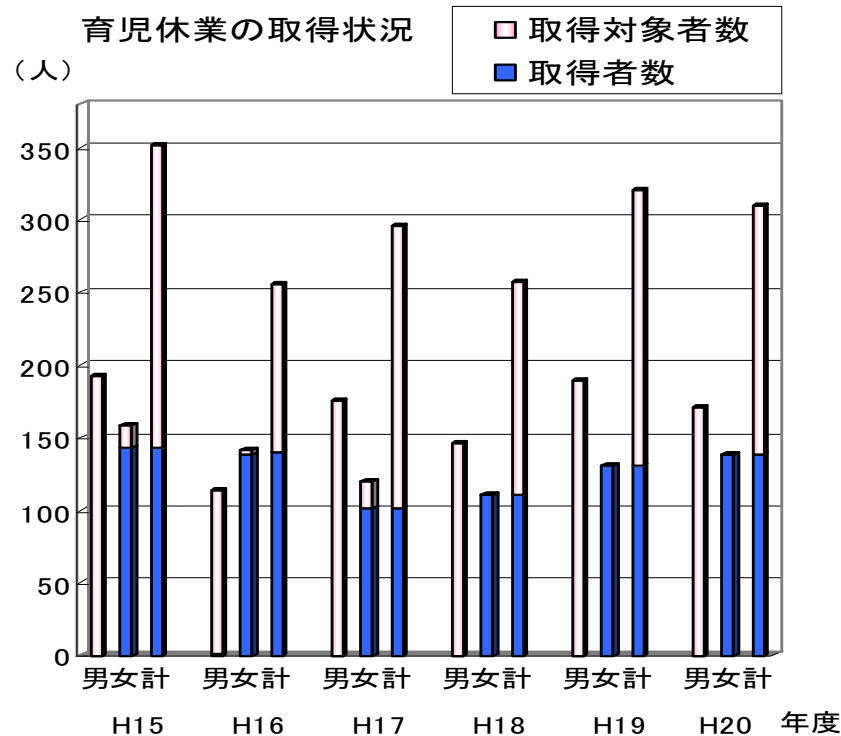
	制度なし	制度あり		
		3日	5日	7日
市	0	2	4	3
町村	1	16	3	1
県計	1	18	7	4
構成比率	3.3%	60.0%	23.3%	13.3%

○その他の特別休暇制度

区分		導入団体数			導入率
		市	町村	県計	
国にある特別休暇	子の看護をする場合	8	15	23	76.7%
	育児参加をする場合	7	13	20	66.7%
	災害時に通勤途上の身体の危機を回避する場合	1	4	5	16.7%
国にない特別休暇	家族の看護	2	0	2	6.7%
	リフレッシュ・永年勤続	5	0	5	16.7%
	妊娠障害	5	1	6	20.0%
	ファミリーサポート	1	0	1	3.3%

市町村職員の育児休業の状況

- 男性職員の取得者は4年連続なし。
- 平成20年度における女性職員の取得率は100%。



区分	男		女		計	
	県内市町村	全国	県内市町村	全国	県内市町村	全国
H15	0.0%	0.5%	90.5%	95.1%	40.7%	43.0%
H16	0.9%	0.5%	98.6%	95.5%	54.9%	41.6%
H17	0.0%	0.6%	84.2%	95.5%	34.1%	40.5%
H18	0.0%	0.7%	100.0%	96.5%	43.2%	40.9%
H19	0.0%	0.8%	100.0%	96.4%	40.9%	41.8%
H20	0.0%	0.6%	100.0%	95.4%	44.8%	40.7%

*全国数値は、都道府県・政令市・市区町村の平均値です。

他の子育て支援策

- ☆育児短時間勤務制度・・・19市町村導入済み／30市町村
- ☆育児参加をする場合の休暇・・・20市町村導入済み／30市町村
- ☆子の看護をする場合の休暇・・・23市町村導入済み／30市町村

【平成21年4月1日現在】